

の時点で出されるのかさえわからない上告審の判断を待っていたとの被告の主張は、何ら本件適法性の根拠とはならない。それでも上告審の判断が不可欠というのなら、それまで3号炉建設をストップさせるべきである。

被告の弁明②：

最高裁判決を待っていたのは、スリーマイル原発事故、 Chernobyl 原発事故が起きたという背景の下、原子力発電の安全性に関する社会的関心が高まり、伊方1号炉に係る最高裁判決がどのようなものになるか注目が集まることになったから。

原告の反論：

Chernobyl 事故について何等の検証をすることなく3号炉増設許可処分をした被告が、今となって伊方1号炉訴訟の成り行きを理由として挙げるのは、無責任極まりない態度と言わざるを得ない。

被告の弁明③：

本件異議申立理由が伊方1号炉などの上告理由にもなっていたことからも最高裁判決を待つ必要があった。

原告の反論：

原告らの異議申立は、あくまでも行政庁の迅速な判断を求めたものであり、司法判断を求めたものではない。その理由が伊方1号炉などの上告理由と重なっていても、口頭意見陳述の開催には何ら支障がない。

最高裁判決が出たのは、本件異議申立から6年も経過したことであって、これはまさに、自らの職務の放棄をみずから告白すること以外のなものでもない。

被告の弁明④：

最高裁判決後も、異議申立案件のすべてを同時並行的に処理することは担当課の処理

能力（担当者4名）では不可能であった。

原告らの反論：

そのことが事実であるとすれば、そのことはまさに原告らの異議申立をないがしろにし、自らの行政不服審査法違反行為を自白しているに外ならない。

被告の弁明⑤：

1号炉に対する異議申立当時は、担当は地方出先機関を持たない科技庁だったので松山で口頭意見陳述を開いたが、3号炉担当は通産省だったので、高松市で開いた。

原告らの反論：

科技庁より大きい組織体制を持つ通産省が、松山市に開催地を設定することが不可能あるいは困難な状況はなかったはずで、一方的に開催地を高松市に設定した被告の姿勢こそ非難されてしまうべきである。

会計報告 ('00.4/1~4/30)

収入

ニュース講読料	22,000
計	22,000

支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,225
振替手数料	1,560
資料費	11,583
計	45,218
差引	-23,218
積立金合計	1,741,288

伊方訴訟ニュース

第321号

2000年5月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

原告・住民らの主張の正しさ事実で証明 米軍戦闘用ヘリコプターが不時着し 「伊方沖活断層」を愛媛県が認知

前号で報告したように、3月24日の法廷に提出した「最終準備書面」では、原告側は、最も重要な争点として、次の2項目で徹底的に被告の国を追及している。

1. 伊方原発上空を頻繁に軍用と民間用の航空機が飛び交い、原子炉施設に墜落する危険が差し迫っている。にもかかわらず被告の国は、根拠も明示できないままに墜落の可能性は低いとして、審査の対象にしなかった安全審査の重大な誤りを擁護し続けてきた。

2. 伊方原発敷地沖合至近距離には、約2千年前までに、ほぼ2千年前隔で活動したことが地質学的に確認された活断層が、総延長約70Kmにわたって横たわっており、いつ大地震が発生してもおかしくない危険が差し迫っている。にもかかわらず、被告の国は、安全審査が犯していた重大な誤りを認めようとはしなかった。その安全審査では、活断層の活動性を調査するのには不適な音波探査法を使用し、しかも、その結果のデータをでたらめに判断した四国電力の報告を認め、問題の活断層は活動性が低く、大地震の差し迫った危険はない、と誤って判断したにもかかわらずである。

ところが、結審から1ヶ月もたたないうち

に、原告ら住民の主張の正しさをさらに証明し、被告国の反論の誤りを明らかにする事が、以下に報告するように、相次いで表に出た。

訓練飛行中の米軍戦闘用ヘリコプター 伊方原発から約20Km西に不時着

4月18日午前9時半ごろ、伊方原発から約23Km西方に位置し、佐田岬半島の先端部に近い三崎町の海水浴場「ムーンビーチ」（長さ約300メートル、幅約70メートル）に、沖縄の米軍普天基地所属の戦闘用ヘリコプター（乗員2名）が操縦桿故障のために不時着した。当時、同海水浴場には人がおらず、乗員二人も無事であった。

同機は、4機編成で、山口県の岩国基地を出発し、普天間基地に向かう途中に、豊後水道上空で操縦桿に異常が生じ、同「ビーチ」に緊急着陸した。他の3機のうち2機も着陸したが、まもなく離陸。武器は積んでいなかったという。同日正午ごろ、岩国基地からヘリ2機で復旧隊が到着し、ペアリングを交換するなどし、午後1時前には修理を完了して、同基地に向け飛び立ったという。

同町内では、1984年にも、普天間基地

所属の米軍ヘリ1機が燃料不足のため、町内の空き地に不時着したことがある。原告らが「最終準備書面」で詳述したように、1988年6月には、伊方原発から約800メートル南方のミカン山に、同じく普天間基地所属の米軍大型ヘリが激突、炎上し、乗員7人全員が死亡した。佐田岬半島内だけで、今回もふくめ、16年間の間に、5回もの米軍関係航空機の事故が起こっている。

同海水浴場周辺の住民らは、「ものすごい音がしてびっくりした。砂浜に人が多い夏場でなくてよかった」と恐怖を語っていたという。同町総務課によると、同町を含む豊後水道一体が自衛隊の飛行訓練エリアになっており、最近ではヘリが、2、3日に1度のペースで編隊を組んで低空を飛んでいるという。そのため、突然の不時着にも「いつもの訓練かと思った」と話す住民が多くいた、と。

伊方原発近くの上も、米軍および自衛隊の飛行機が通過し続けていることは、周辺住民によっても、たびたび、確認されている。被告の国が法廷で、「飛ばないよう要請している」と弁明してきたことでたらめさが、今回の不時着事故によって、さらに確認された。

伊方沖活断層が動いた時の大地震を 愛媛県が地震対策の対象に

愛媛館環境局消防防災課は、同県議会に、今年度予算の使途について、「平成12年度当初予算見積額の事項説明書」を提出した。それには、対象事業の一つとして、「地震被害想定調査費」があげられており、伊方沖活断層の調査も含まれていることが、「市民派議員」の阿部悦子さんからの連絡で判明。

これまで、「愛媛の活断層と防災を考える会」や伊方訴訟支援の市民グループの人達

が、伊方沖活断層が動いて大地震を起こす危険が切迫してきているから、一刻も早い徹底した調査を、と何度も県に要望してきた。それに対して県当局は、「科学技術庁が交付する地震調査補助金の対象になっていない」などと、消極的な姿勢をとり続けて来ていた。ところが、今回議会に提出した「説明書」には、伊方沖活断層も明確に調査対象にあげられており、大転換である。これまでの裁判闘争と、粘り強い市民運動の大きな成果といえる。

以下は、同説明書の内容である。

事業（制度）の目的、必要性、効果等

平成8年度から11年度まで実施してきた活断層調査の結果をふまえ、本件で大規模な地震が発生した場合を想定して、地震動や火山などによる被害を予測する地震被害想定調査を実施し、本件の地震防災対策の一層の推進を図る。

調査目的

地震による地域の危険性を事前に総合的に把握するため、県内及び周辺地域の数ヶ所を震源とする地震について被害想定調査を行い、本件の防災上の問題点・課題を把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させる。

調査内容

(1) 想定地震

中央構造線活断層による直下型地震
(13年度は南海トラフ、伊予灘の海洋型地震を想定)

(2) 基礎データの収集

活断層・地震データ、地盤データ、斜面崩壊データ、建物データなど

(3) 被害予測

建物被害予測、火災予測、人的被害など

調査期間 平成12～13年度

経費

平成12年度委託料 47,796千円
平成13年度委託料 38,703千円
(いずれもコンサルタント会社に委託)

想定地震の考え方

愛媛県地域防災計画では、本件の防災対策上重視すべき地震想定としては、中央構造線に沿って分布する活断層を発生源とする直下型地震、南海トラフ、伊予灘及び日向灘周辺を震源とする海洋型地震の2タイプを考えている。

1 直下型地震

(1) 中央構造線活断層

阪神・淡路大震災を契機に直下型活断層の調査が全国的に進められ、本件においても平成8～11年度にかけて活断層調査を実施した。

○調査対象断層 伊予、川上、岡村
石槌、池田断層

○調査内容 活断層の場所、活動期間、最新活動時期、地震規模等このため、これら活断層による被害想定調査を優先して実施する必要がある。

2 海洋型地震

(1) 南海トラフ

四国南方海域のフィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に潜り込んでいるプレート境界を「南海トラフ」と呼んでいる。南海トラフは有史以来100～150年間隔で巨大地震が発生しており、南海地震と呼ばれている。1964年の南海地震(M8.0)をはじめ、18

54年の安政南海地震(M8.4)など、大規模地震が発生しており、安政南海地震では震度5～6に達したとされており、地震被害想定を実施する必要がある。

(2) 伊予灘海底地震

伊方発電所前面海域の海底活断層が2000年ごとに活動し、その最大規模地震時には、M7.6のにも達するとの高知大学の岡村教授の説が発表され、原発との関係で県民の関心が高く、地震被害想定調査を実施する必要がある。(下線は引用者)なお、日向灘の地震は南海トラフの被害予想で包含できることから、今回の調査からは除外している。

伊方3号炉損害賠償請求裁判

原告側が反論の書面

さる2月24日、松山地方裁判所で第3回公判が開かれ、原告側は、前回公判に被告の国が提出した準備書面(一)に反論した準備書面(二)を提出し、以下のように、被告の身勝手でたらめな弁明を厳しく批判した。

被告の弁明①：

本件異議申立当時、伊方1号炉訴訟が最高裁上告審において審理中であったため、その決定が出るのを待つうち時間が経過した。

原告の反論：

原告らの申立はあくまでも伊方3号炉の増設許可に対するものである。増設を許可すべきか否かについて、上告審の成り行きやその内容を踏まえて慎重に判断するというのであればうなづけないわけではない。しかし、本件はすでに許可がなされ、その後、着々と3号炉建設が進展している情況にあってのことである。本件とは関係のない、かつ、いつ